

# 長崎県手話言語条例

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第8条）

### 第2章 手話の普及（第9条—第17条）

### 附則

手話は、音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手指や体の動き、表情等により視覚的に表現される独自の言語である。

しかし、手話は、かつて言語として認められておらず、過去には、口話法によるろう教育が推し進められるなど、手話の使用が制約された時代が長く存在している。

こうした中であっても、手話は、ろう者をはじめとする関係する多くの人々の間で大切に受け継がれ発展してきた。

平成18年の国際連合総会において、手話が音声言語と同じく言語であることを明記した障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）が採択された。

また、平成23年に改正された障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）では、手話が言語に含まれることが明記されるとともに、平成26年には障害者の権利に関する条約が批准され、手話が言語であるとの位置付けは、制度的に確立された。

しかしながら、手話に対する県民の理解はまだまだ十分に深まっているとは言い難く、物理的な障壁、誤解や偏見といった意識上の障壁など、ろう者は社会生活上の生きづらさを抱えている。

このような中、長崎県では、平成9年に長崎県福祉のまちづくり条例（平成9年長崎県条例第9号）を制定し、すべての県民が共に生きる豊かな地域社会の実現のため、障害者等について理解を深め、障害者等があらゆる分野の活動に主体的かつ自主的に参加できる福祉のまちづくりを推進している。

また、平成25年に、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例（平成25年長崎県条例第25号）を制定し、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害の有無にかかわらず、誰もがあらゆる社会活動に参加することができる共生社会の実現に取り組んでいるところである。

このような背景を踏まえ、言語としての手話の認識の普及、手話の習得の機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備を図り、ろう者を含むすべての県民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識の下に、言語としての手話の認識の普及について、手話言語に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民、障害者関係団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話言語に関する施策に必要な基本的事項を定め、もって、ろう者を含むすべての県民が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話言語 ろう者が、自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であるものをいう。
- (2) ろう者 聴覚障害者のうち、手話言語を使用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。

## （基本理念）

第3条 ろう者を含むすべての県民が、相互に人格と個性を尊重し、手話が意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識の下に、手話の普及を図るものとする。

## （県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話ができる者の協力を得て、手話の普及に関する施策の推進に努めるものとする。

2 県は、市町と連携し、手話通訳者の養成その他の手話の普及に関する施策の推進に努めるものとする。

3 県は、学校教育における手話の普及のための取組への支援に努めるものとする。

## （市町との連携）

第5条 県は、基本理念に対する県民の理解の促進及び障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備に当たっては、市町と連携を図るよう努めるものとする。

## （県民の役割）

第6条 県民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるとともに、手話の普及に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(障害者関係団体の役割)

第7条 障害者関係団体は、基本理念にのっとり、県民、事業者等の手話に対する理解を深めるために必要な啓発及び知識の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、手話その他のろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

## 第2章 手話の普及

(計画の策定及び推進)

第9条 県は、法第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、手話の普及等に関し必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、前項に規定する施策について定めようとするときは、長崎県手話言語施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

(手話を獲得する機会の確保等)

第10条 県は、市町その他関係機関と連携し、聴覚障害のある人が乳幼児期からその家族等と共に手話に関する情報提供を受け、手話を獲得し、又は習得することができる機会の確保に努めるものとする。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第11条 県は、市町その他関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保に努めるものとする。

2 県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、その職員が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

(手話を用いた情報発信等)

第12条 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得できるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

2 県は、災害その他非常の事態の場合に、ろう者が手話によりその安全を確保するために必要な情報を取得することができるよう、市町に対して情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

(手話通訳を行う人材の育成)

第 13 条 県は、手話通訳を行う者の確保並びに能力及び資質の向上が図られるよう手話通訳を行う者の養成を実施するものとする。

2 県は、市町と連携して、ろう者が手話通訳を行う者の派遣等による意思疎通の支援を適切に受けられることができる体制の整備及び拡充に努めるものとする。

(学校における手話の普及)

第 14 条 聴覚障害者である幼児、児童又は生徒（以下「聴覚障害児等」という。）が通学する学校の設置者は、聴覚障害児等が手話を学び、又は手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する知識及び技能を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 聴覚障害児等が通学する学校の設置者は、聴覚障害児等及びその保護者に対し、手話を学ぶ機会を提供するとともに、手話に関する教育に係る相談及び支援に努めるものとする。

(事業者への支援)

第 15 条 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために、事業者に対して情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(ろう者及びろう者の団体による普及啓発)

第 16 条 ろう者及びろう者の団体は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を広めるため自主的に普及啓発活動を行うよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第 17 条 県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。